

静岡県監査委員告示第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和4年7月1日

静岡県監査委員 森 裕
静岡県監査委員 渡 邊 芳 文
静岡県監査委員 鈴 木 澄 美
静岡県監査委員 佐 地 茂 人

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
東部農林事務所	令和4年3月3日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 用地取得関係書類の紛失</p> <p>3 内 容 東部農林事務所は、用地取得に関わる交渉相手1名から受領した個人情報を含む用地取得関係書類計11通を紛失した。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>本件は、用地取得に関わる交渉相手1名から受領し、担当者の執務机の引出しに保管していた個人情報を含む用地取得関係書類計11通について、契約を締結する際に紛失していることが判明したものです。</p> <p>紛失の経緯は特定できていませんが、個人情報を含む重要書類の管理体制が不十分であったことが原因であるため、判明後は直ちに、個人情報を含む重要書類は、施錠できる鉄庫等に保管するよう取扱いを改めるとともに、保管状況が常に確認できるよう管理簿を作成し、関係書類の受入・持出に際しては、複数職員による確認を行っています。</p> <p>今後は、これらの個人情報を含む重要書類の取扱いルールを徹底し、再発防止に努めます。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
島田土木事務所	令和4年3月3日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 道路占用料の不適切な調定事務及び納付書の紛失</p> <p>3 内 容 島田土木事務所は、令和2年度の道路占用料について、調定データに誤りがあるにもかかわらず原因を特定せず推測でデータを書き直した。そのため、正当債務者を誤り、1件4,200円の過調定及び1件4,200円の調定漏れが発生した。正当債務者からの指摘により調定額の誤りが発見されたが、調定額を修正せず、誤って分割納付として処理をした。その後、分割納付に係る債権管理簿による管理や催告等の債権管理を実施していなかった。あわせて、分割した納付書1通を紛失していた。</p> <p>また、調定額を誤った原因を特定せず、道路占用料を修正しなかったため、令和3年度の調定に当たっても、2年度と同様に過調定と調定漏れが発生していた。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>本件の経緯は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度当初の一括調定の準備段階で、道路占用者情報の欠落した4,200円の占用台帳データを発見したため、システム保守事業者へ照会を行ったところ、「調定一覧表前行の道路占用者情報と同一ではないか」との回答を得た。 ・システム保守事業者の回答は、システム上の処理履歴等に基づいた推測であったため、事業課において道路占用者情報の根拠をあわせて確認すべきだったところ、その作業を怠ったまま占用台帳データを修正した。 ・この修正により、実際は別の道路占用者であった「道路占用者情報の欠落した道路占用者（A）」と「調定一覧表で道路占用者（A）の前行に記載されていた道路占用者（B）」がシステム上で混同され、道路占用者（A）に請求すべき道路占用料4,200円を誤って道路占用者（B）に請求した。 ・その後、道路占用者（B）から請求額の誤りを指摘されたが、事業課担当者が総務課担当者に納付書の分割により対応するように依頼し、調定データの修正を行わなかった。また、分割した4,200円の納付書一通を紛失した。 ・これらの情報が後任者に引き継がれていなかったため、令和3年度も同様の調定誤りが発生し、道路占用者（B）が4,200円の超過納付となった。 ・令和3年6月に、道路占用者（B）に謝罪した上で令和3年度の超過額4,200円を返金した。また同月、道路占用者（A）にも状況説明と謝罪を行い、翌7月に調定漏れとなっていた令和2年度分及び3年度分の道路占用料合計8,400円を徴収した。 	

本件の不適切な事務等の原因としては、①年度当初で事務に精通していない事業課担当者が1人で対応していたこと、②総務課担当者が、調定額と異なる納付書作成依頼の詳細を確認せず、単純な納付書の分割と推測したこと、③これらの対応が事業課と総務課それぞれの課内、及び両課で連携して行われておらず情報共有がなされていなかったことです。

再発防止策として、事務手続上の疑義が生じた場合は、必ず前年度の情報と突合するとともに、占用許可申請書等の調定の根拠となる情報を確認し、これらを事業課内で情報共有することでダブルチェックによる確認・対応を徹底しました。

また、調定額と異なる納付書の作成は、総務課担当のみで行わず総務課長の決裁を得ることで調定額の誤りかどうか、その都度確認を行うこととしました。

更に、調定及び債権管理に関する情報についても、総務課と事業課とで進捗管理も含め情報共有することとしました。

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
県立高等学校（校名は非公表）	令和4年3月3日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件 名 特定個人情報の不適切な取扱い</p> <p>3 内 容 高等学校等就学支援金の認定作業において、学校から県教育委員会への書類発送の過程で特定個人情報が記載された用紙（1人分）を紛失した。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>1 学校としての課題確認</p> <p>本事案は、発送直前に書類の冒頭に添付する管理台帳の誤りに気づき、送付のために紐で綴られていた書類を一旦解いて修正し、綴り直した際の確認作業が不十分だったため生じたものです。</p> <p>判明後、直ちに用紙の捜索を行いましたが発見できなかったため、令和3年5月24日に学校長から当該保護者に状況説明及び謝罪をしました。</p> <p>特定個人情報等の取扱いについては、令和2年10月16日付で高校教育課長より、複数の職員で管理、保管、発送などの業務を行う旨が通知されていましたが、注意が徹底されていませんでした。</p> <p>2 学校における再発防止対策</p> <p>本事案により再度発出された高校教育課長通知「高等学校等就学支援金事務における特定個人情報の適正な取扱いについて」を受け、職員会議にて学校長から安全管理措置を徹底するよう改めて指示しました。</p> <p>また、高等学校等就学支援金の認定事務においては、作業手順の見直しを行い、書類の認定作業（内容確認）は紐で綴った状態で行い、認定作業（内容確認）後は綴りを解かない状態で発送するよう改善しました。</p> <p>今後は特定個人情報等取扱規程（高等学校等就学支援金及び静岡県公立高等学校等学び直し支援金事務）に基づき、申請書類の内容確認、書類の編纂及び県教育委員会へ発送時の封入までを必ず複数職員で確認することを徹底し、再発防止に努めます。</p>	